平成30年草加市議会2月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第 1号議案 平成29年度草加市一般会計補正予算(第5号)
- 第 2号議案 平成29年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 3 号議案 平成 2 9 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予 算 (第 3 号)
- 第 4号議案 平成29年度草加市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 5 号議案 平成 2 9 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計 補正予算 (第 3 号)
- 第 6号議案 平成29年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第 7号議案 平成30年度草加市一般会計予算
- 第 8号議案 平成30年度草加市公共下水道事業特別会計予算
- 第 9号議案 平成30年度草加市交通災害共済事業特別会計予算
- 第10号議案 平成30年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算
- 第11号議案 平成30年度草加市駐車場事業特別会計予算
- 第12号議案 平成30年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計 予算
- 第13号議案 平成30年度草加市国民健康保険特別会計予算
- 第14号議案 平成30年度草加市介護保険特別会計予算
- 第15号議案 平成30年度草加市後期高齢者医療特別会計予算
- 第16号議案 平成30年度草加市水道事業会計予算
- 第17号議案 平成30年度草加市立病院事業会計予算
- 第18号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19号議案 職員の給与に関する条例及び草加市一般職の任期付職員の採用等に関 する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20号議案 草加市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21号議案 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22号議案 草加市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 の制定について
- 第23号議案 草加市障害者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例 の制定について
- 第24号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25号議案 草加市国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関 する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26号議案 草加市後期高齢者医療に関する条例及び草加市重度心身障害者医療費

- 支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28号議案 草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定 める条例の制定について
- 第29号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30号議案 草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の 制定について
- 第31号議案 草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32号議案 草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例の制定について
- 第33号議案 草加市家屋及び土地の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
- 第34号議案 草加市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36号議案 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少につい て
- 第37号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 第38号議案 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第39号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

【報告】

- 第 1号報告 平成30事業年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出に ついて
- 第 2号報告 平成30年度公益財団法人草加市体育協会事業計画書の提出について
- 第 3号報告 平成30年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について

【請願】

- 請願第 1号 谷塚西部地域に公園設置を求める請願書
- 請願第 2号 日本国憲法第九条の改定の発議について、慎重に取り扱うよう求める 請願

議案

第1号議案 平成29年度草加市一般会計補正予算(第5号)

補正前の歳入・歳出予算額

72,103,701千円

歳入·歳出補正予算額

補正後の歳入・歳出予算額

335,948千円 72,439,649千円

補正予算の主な内容 歳 入	丸番号については	t、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表∪たもの。	(千円)
款	補正額	主 な 内 容	(
1 市税	897,681	市民税(個人·法人)	897,681
12 使用料及び 手数料	585	借上公営住宅使用料	585
		生活保護費等負担金	61,292
		保険基盤安定負担金(国民健康保険分)	1,058
		公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	615
	200 200	文化芸術振興費補助金	3,898
13 国庫支出金	330,632	保育所等整備交付金	46,888
		社会資本整備総合交付金(道路舗装改良事業)	5,500
		社会資本整備総合交付金(都市計画街路整備事業)	232,593
		社会資本整備総合交付金(新田駅東口土地区画整理事業)	109,168
		災害救助費繰替支弁金	854
		保険基盤安定負担金(国民健康保険分)	2,419
14 県支出金	58,335	ふるさと創造資金交付金(文化観光課)	8,900
· · › »		ふるさと創造資金交付金(道路課)	16,000
		川の国埼玉はつらつプロジェクト補助金(道路課)	4,000
		川の国埼玉はつらつプロジェクト補助金(河川課)	31,000
16 寄附金	289	被災者支援基金寄附金	289

款	補 正 額	主 な 内 容	
19 雑入	86,460	借上公営住宅共益費(資産活用課)	84
1 5 赤柱ノへ	00,400	·草加八潮消防組合負担金返還金(平成28年度分)	86,544
		水辺環境整備事業債	16,800
20 市債	375,600	谷塚松原線街路整備事業債	171,300
		公園整備事業債	187,500
合 計	335,948		
歳出			(千円)
款	補正額	主 な 内 容	特定財源
1 議会費	2,224	・人件費 [職員課]	632
	_,	・議会事務事業[議会事務局]	1,592
		・人件費 [職員課]	17,874
		・財政運営事業[財政課]	1,000,000
		·公営住宅等維持管理事業[資産活用課]	1,877
2 総務費	1,940,337	·財政調整基金積立金 [財政課]	923,197
		・被災者支援基金積立金[危機管理課]	1,143
		·文化会館維持管理·芸術文化振興事業[文化観光課]	0
		・観光推進事業[文化観光課]	0
		・人件費 [職員課]	21,722
		・自立支援給付事業[障がい福祉課]	2,877
		·国民健康保険特別会計繰出金[保険年金課]	959,323
		·年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業[福祉政策課]	100,664
3 民生費	799,757	・民間保育推進事業[保育課]	53,028
		・子育て世帯臨時特例給付金給付事業[福祉政策課]	980
		・生活保護関係事業[生活支援課]	1,860
		・生活困窮者自立支援事業[生活支援課]	2,768
		・生活保護事業[生活支援課]	81,723

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源
		·人件費 [職員課]	2,126
4 衛生費	68,492	·廃棄物処理事業[廃棄物資源課]	67,371
		・し尿処理事業[廃棄物資源課]	3,247
5 労働費	85	·人件費 [職員課]	85
6 農林水産業費	234	·人件費 [職員課]	234
7 商工費	628	·人件費 [職員課]	628
		·人件費 [職員課]	5,969
		·道路舗装改良事業[道路課]	40,000
		・橋りょう整備事業[道路課]	0
		·水辺環境整備事業[河川課]	0
		·排水路整備事業[河川課]	23,000
	740,000	·新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]	75,153
8 土木費	746,289	·新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]	111
		·新田駅東口土地区画整理事業[新田駅周辺土地区画整理事務所]	50,000
		·都市計画街路整備事業[道路課]	430,000
		・公園広場等整備事業[みどり公園課]	0
		·公共下水道事業特別会計繰出金[河川課]	116
		·今樣·草加宿道路整備事業[道路課]	134,100
10 教育費	6,978	·人件費 [職員課]	6,978
合 計	335,948		

·繰越明許費の設定(13事業)

分類	繰越事業	繰越額
	住民基本台帳事務(個人番号カード交付事業)	24,353
	危機管理体制整備事業	1,073
	スポーツ振興事業(草加市北東部新屋外スポーツ施設整備基本計画等策定)	14,799
	排水路整備事業(F - 07号水路)	34,718
	排水路整備事業(A - 04号水路)	22,900
	柿木地区まちづくり推進事業(柿木地区補償説明業務委託)	14,956
通常事業 13事業	氷川町第二次土地区画整理地内環境整備事業(市道30229号線道水路整備工事)	48,393
	新田駅東口土地区画整理事業(区画街路築造工事·雨水管渠築造工事·汚水枝線工事)	23,452
	新田駅東口土地区画整理事業(物件補償)	222,028
	都市計画街路整備事業	32,860
	公園広場等整備事業	250,000
	草加松原魅力アップ事業	124,000
	非構造部材耐震化事業(中学校)	67,062

・債務負担行為の廃止(2事業)

	事 項 (期 間)	限度額
	市営住宅借上げ事業(平成29年度分) (平成29年度~平成49年度)	廃止
廃止(既設定分)	保育施設整備事業(しんぜん保育園耐震補強等工事) (平成29年度~平成3 <mark>0</mark> 年度)	廃止 (136,156千円)

第2号議案 平成29年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

補正前の歳入・歳出予算額7,414,625千円歳入・歳出補正予算額22,316千円補正後の歳入・歳出予算額7,392,309千円

補正予算の主な内容

歳 入						(千円)
款	補正額	主	な	内	容	
3 国庫支出金	22,200	社会資本整備総合交付金				22,200
4 繰入金	116	·一般会計繰入金				116
合 計	22,316					

歳 出				(千円)
款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
1 総務費	864	·人件費 [職員課]		864
2. 南兴建	23,180	·公共下水道汚水整備事業		23,180
2 事業費	0	·公共下水道雨水整備事業		0
合 計	22,316			

·繰越明許費の設定(4事業)

分類	繰越事業	繰越額
	公共下水道汚水整備事業(区画街路築造工事・雨水管渠築造工事・汚水枝線工事)	17,581
通常事業	公共下水道雨水整備事業(区画街路築造工事・雨水管渠築造工事・汚水枝線工事)	32,434
4事業	公共下水道雨水整備事業(松原排水機場改修工事(機械設備))	8,943
	公共下水道雨水整備事業(伝右川左岸第11排水区枝線29-5)	43,622

第3号議案 平成29年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

補正前の歳入・歳出予算額205,214千円歳入・歳出補正予算額111千円補正後の歳入・歳出予算額205,325千円

補正予算の主な内容

歳入			(千円)
款	補 正 額	主 な 内 容	
3 繰入金	111 :一般会計繰/	金	111
合 計	111		

歳 出							(千円
款	3	補 正 額	主	な	内	容	
1 総務費		111	·人件費 [職員課]				111
合	計	111					

第4号議案 平成29年度草加市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額216,759千円歳入・歳出補正予算額10,292千円補正後の歳入・歳出予算額227,051千円

補正予算の主な内容

歳 入

款	補 正 額	主 な 内 容
3 繰越金	10,292	·繰越金 10,292
合 計	10,292	

歳 出

Į	款	補 正 額		主	な	内	容
1 事業費		10,292	・アコス地下駐車場事業				10,2
合	計	10,292					

・債務負担行為の廃止(1事業)

	事 項 (期 間)	限度額
	アコス地下駐車場事業 (平成30年度~平成33年度)	廃止 (537,677千円)

第5号議案 平成29年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

補正前の歳入・歳出予算額911,839千円歳入・歳出補正予算額317千円補正後の歳入・歳出予算額912,156千円

補正予算の主な内容

_ 歳 入			(千円)
款	補 正 額	主 な 内 容	
3 国庫支出金	75,470	社会資本整備総合交付金	75,470
5 繰入金	75,153	・一般会計繰入金	75,153
合 計	317		

歳 出			(千円)
款	補 正 額	主 な 内 容 特定財	源
1 総務費	317	・人件費 [職員課]	317
2 事業費	C	·公共施設整備等関連事業	0
合 計	317	·	

·繰越明許費の設定(1事業)

分類	繰越事業	繰越額
通常事業 1事業	公共施設整備等関連事業(物件補償)	30,287

第6号議案 平成29年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額 31,690,080千円 歳入·歳出補正予算額 2,376,908千円 補正後の歳入・歳出予算額 29,313,172千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千円)

款	補 正 額	主 な 内 容				
1 見足降馬児隆科		·一般被保険者国民健康保険税	462,096			
1 国民健康保険税	499,974	·退職被保険者等国民健康保険税	37,878			
4 国庫支出金	37,254	A 高額医療費共同事業負担金	37,254			
5 療養給付費等 交付金	135,076	B 療養給付費等交付金	135,076			
7 県支出金	179,004	C 高額医療費共同事業負担金	37,254			
7 朱文山並		D 財政調整交付金	141,750			
8 共同事業交付金	5 業交付金 566,277	E 高額医療費共同事業交付金	100,845			
0 共同争集文的並		F 保険財政共同安定化事業交付金	465,432			
		·保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	2,521			
10 繰入金	959,323	·保険基盤安定繰入金(保険者支援分)				
		·療養給付費助成金	954,686			
合 計	2,376,908					

歳 出 (千円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
	1,616,056	·一般被保険者療養給付費		1,333,708
2 /见险处/ 共弗		·退職被保険者等療養給付費[財源振替]	В	0
2 保険給付費		·一般被保険者高額療養費		282,348
		·退職被保険者者等高額療養費[財源振替]	В	0
3 後期高齢者 支援金等	0	·後期高齢者支援金等 [財源振替]	В	0
7 共同事業拠出金	760.052	·高額医療費共同事業拠出金	ACE	149,016
/ 共 尹耒拠山並 	760,852	·保険財政共同安定化事業医療費拠出金	DF	611,836
合 計	2,376,908			

第7号議案~第15号議案

(単位 千円)

	区分	平成30年度予算額	平成29年度予算額	比較増減額	増 減 率 (%)
	一 般 会 計	75,360,000	73,613,000	1,747,000	2.4
	公 共 下 水 道 事 業	7,434,701	7,420,567	14,134	0.2
特	交通 災害 共済事業	25,145	36,231	11,086	30.6
	新田西部土地区画整理事業	182,532	215,496	32,964	15.3
別	駐 車 場 事 業	37,910	216,759	178,849	82.5
	新田駅西口土地区画整理事業	383,868	919,397	535,529	58.2
숤	国 民 健 康 保 険	23,902,160	31,537,727	7,635,567	24.2
	介 護 保 険	14,064,486	13,630,256	434,230	3.2
計	後期高齢者医療	2,623,602	2,496,985	126,617	5.1
	小計	48,654,404	56,473,418	7,819,014	13.8
	合 計	124,014,404	130,086,418	6,072,014	4.7

第16号議案 平成30年度草加市水道事業会計予算

_1 収益的収支 [単位:千円]

区分	年度	平成30年度	平成29年度	比較増減	増減率(%)	備考
	営業 収益	4,343,801	4,297,912	45,889	1.1%	
	給水収益	3,965,760	3,966,840	1,080	0.0%	
	受託工事収益	9,659	11,519	1,860	16.1%	
	その他の営業収益	368,382	319,553	48,829	15.3%	
	営業費用	4,268,099	4,178,924	89,175	2.1%	
営	原水及び浄水費	1,903,871	1,912,141	8,270	0.4%	
業	配水及び給水費	477,583	472,952	4,631	1.0%	
	受託工事費	37,929	43,650	5,721	13.1%	
収	業務費	301,907	298,401	3,506	1.2%	
支	総係費	272,128	238,157	33,971	14.3%	
	減価償却費	1,057,076	997,579	59,497	6.0%	
	資産減耗費	217,555	215,994	1,561	0.7%	
	その他営業費用	50	50	0	0.0%	
	営業 利益	75,702	118,988	43,286	36.4%	
	営業収支比率	101.8%	102.8%	1.0	-	
営	営業外収益	249,679	239,990	9,689	4.0%	
業	営業外費用	73,298	83,803	10,505	12.5%	
外	経 常 利 益	252,083	275,175	23,092	8.4%	
特	経常収支比率	105.8%	106.5%	0.7	-	
特別	特別利益	3	3	0	0.0%	
損益	特別損失	1,791	1,591	200	12.6%	
盆	予 備 費	2,000	2,000	0	0.0%	
	事業収益	4,593,483	4,537,905	55,578	1.2%	
	事 業 費 用	4,345,188	4,266,318	78,870	1.8%	
	当年度純利益	248,295	271,587	23,292	8.6%	

主な項目のみ記載しています

2 資本的収支 [単位:千円]

区分		平成30年度	平成29年度	比較増減	増減率(%)	備考
Ì	資本的収入	345,609	156,875	188,734	120.3%	
	工事負担金	331,858	156,874	174,984	111.5%	
	補助金	13,750	0	13,750		
	資産売却代金	1	1	0	0.0%	
Ì	資本的支出	3,118,378	2,674,903	443,475	16.6%	
	建設改良費	2,930,359	2,492,383	437,976	17.6%	
	企業債償還金	188,019	182,520	5,499	3.0%	
収	支 不 足 額	2,772,769	2,518,028	254,741	10.1%	

3 業務状況

区分	年度	平成30年度	平成29年度	比較増減	備考
4	給水戸数	124,000戸	123,300戸	700戸	
ŕ	丰間総給水量	26,200,000 m³	26,200,000 m³	0 m³	
[-	-日平均給水量	71,781 m³	71,781 m³	0 m³	

第17号議案 平成30年度草加市立病院事業会計予算

_1 収益的収支 [単位:千円]

区分 年度		平成30年度	平成29年度	比較増減	増減率	備考
	医 業 収 益	12,281,862	11,874,584	407,278	3.4%	
	入院 収益	7,840,327	7,722,717	117,610	1.5%	H30:85.0%、H29:85.0%
l _	外 来 収 益	3,661,463	3,466,483	194,980	5.6%	
医	医業費用	13,513,496	13,111,518	401,978	3.1%	
業	給 与 費	6,445,589	6,299,999	145,590	2.3%	
	材 料 費	3,245,380	3,107,047	138,333	4.5%	
収	経費	2,635,147	2,528,395	106,752	4.2%	
支	減 価 償 却 費	1,133,675	1,120,388	13,287	1.2%	
	資 産 減 耗 費	13,000	12,330	670	5.4%	
	医 業 利 益	1,231,634	1,236,934	5,300	0.4%	
	医業収支比率	90.9%	90.6%	0.3%	0.3%	
	医業外収益	1,304,634	1,237,699	66,935	5.4%	
医業外	医業外費用	489,762	483,164	6,598	1.4%	
· 外	経 常 利 益	416,762	482,399	65,637	13.6%	
	経常収支比率	97.0%	96.5%	0.5%	0.5%	
特損益	特別利益	2,100	2,100	0	0.0%	
益	特 別 損 失	3,100	4,780	1,680	35.1%	
	予 備 費	2,000	2,000	0	0.0%	
	事業 収益	13,588,596	13,114,383	474,213	3.6%	
	事 業 費 用	14,008,358	13,601,462	406,896	3.0%	
	当 年 度 純 利 益	419,762	487,079	67,317	13.8%	
	総収支比率	97.0%	96.4%	0.6%	0.6%	

主な項目のみ記載しています。

2 資本的収支 [単位:千円]

区分 年度	平成30年度	平成29年度	比較増減	増減率	備考
資本的収入	645,866	677,161	31,295	4.6%	
企 業 債	82,600	196,000	113,400	57.9%	
負 担 金	563,166	480,112	83,054	17.3%	
国·県補助金	0	949	949	100.0%	
固定資産売却代金	100	100	0	0.0%	
資本的支出	1,097,104	1,133,762	36,658	3.2%	
病院改築工事費	0	0	0		
固定資産購入費	564,398	627,832	63,434	10.1%	
企業債償還金	526,706	499,930	26,776	5.4%	
修学資金貸付金(投資)	6,000	6,000	0	0.0%	
収 支 不 足 額	451,238	456,601	5,363	1.2%	

3 繰入金 [単位:千円]

区分 年度		平成30年度	平成29年度	比較増減	増減率	備考
	収益的収入(3条分)	1,216,834	1,099,888	116,946	10.6%	いずれも全額基準内繰入金
金	資本的収入(4条分)	563,166	480,112	83,054	17.3%	同上
繰入金合計		1,780,000	1,580,000	200,000	12.7%	

4 業務状況

区分 年度		平成30年度	平成29年度	比較増減	備考
入院	病床利用率	85.0%	85.0%	0.0%	
	入院延患者数	117,900人	117,895人	5人	H30年度:365日、H29年度:365日
	一日平均	323人	323人	0人	
	診療単価	66,490円	65,500円	990円	
	外来延患者数	239,300人	239,305人	5人	H30年度:266日、H29年度:268日
外来	一日平均	900人	893人	7人	
	診療単価	15,300円	14,480円	820円	

|第18号議案| 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

平成29年11月24日付け草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、市長、副市長、 病院事業管理者及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率の引 き上げを行うものです。

2 内容及び施行期日

期末手当の支給率を次のとおり改正します。

(1) 平成29年12月期期末手当(公布の日施行 平成29年12月1日適用)

12月期期末手当 100分の222.5 100分の232.5

(2) 平成30年以降(平成30年4月1日施行)

6月期期末手当 100分の207.5 100分の212.5

12月期期末手当 100分の232.5 100分の227.5

第19号議案 職員の給与に関する条例及び草加市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

平成29年度人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給率並び に特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給率の引き上げを行うものです。

2 内容及び施行期日

(1) 給料表の改定(公布の日施行 平成29年4月1日適用)

行政職給料表 一般会計実質改定率 (平均0.2%)

改定額 (平均693円)

医療職給料表(1)は在籍職員がいないため表上改定率 (平均0.1%)

改定額 (平均592円)

医療職給料表(2) 一般会計実質改定率 (平均0.3%)

改定額 (平均825円)

医療職給料表(3)は在籍職員がいないため表上改定率 (平均0.2%)

改定額 (平均586円)

特定任期付職員給料表 一般会計実質改定率及び改定額 0

当該改定の影響を受ける職員が不在のため

(2) 期末・勤勉手当支給率の改正

平成29年12月期期末・勤勉手当(公布の日施行 平成29年12月1日適用)

ア 再任用以外の職員

12月期勤勉手当 100分の85 100分の95

イ 再任用職員

12月期勤勉手当 100分の40.0 100分の45.0

ウ 特定任期付職員

12月期期末手当 100分の162.5 100分の167.5

平成30年以降(平成30年4月1日施行)

ア 再任用以外の職員

6月期勤勉手当 100分の85 100分の90

12月期勤勉手当 100分の95 100分の90

イ 再仟用職員

6月期勤勉手当 100分の40.0 100分の42.5

12月期勤勉手当 100分の45.0 100分の42.5

ウ 特定任期付職員

6月期期末手当 100分の162.5 100分の165.0

12月期期末手当 100分の167.5 100分の165.0

第20号議案 草加市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

土壌汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業の譲渡、譲受、合併等の承認の申 請に係る手数料を定めるものです。

2 内容

汚染土壌処理業の譲渡、譲受、合併等の承認の申請に対する審査手数料を次のとおり 定めます。

汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請に対する審査手数料	
汚染土壌処理業の合併又は分割の承認申請に対する審査手数料	120,000円
汚染土壌処理業の相続の承認申請に対する審査手数料	

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

- 第21号議案 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 目的及び内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正 に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

- 第22号議案 草加市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 目的及び内容

児童福祉法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

第23号議案 草加市障害者グループホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的及び内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条 文の所要の整備を行うものです。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

第24号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的及び内容

国民健康保険法等の一部改正による 国民健康保険の広域化に伴い、市が埼玉県に納付する国民健康保険事業費納付金に要する費用等に充てるために国民健康保険税を課税することについて定めるほか、条文の所要の整備を行うものです。

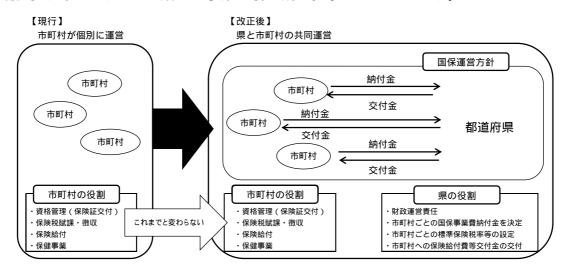
2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

国民健康保険の広域化

国民健康保険は、市町村それぞれが保険者となって個別に運営していますが、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図るため、平成30年度から県と市が共同保険者となって運営します。

なお、市町村は、被保険者証等の発行などの資格管理や保険給付の決定、保健事業の 実施等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになります。



第25号議案 草加市国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

国民健康保険の広域化を踏まえ、草加市国民健康保険の保険給付費支払基金(以下「基金」といいます。)の処分の対象を拡大するとともに、基金の名称変更等条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 基金の処分対象の拡大

基金の処分対象を次のように拡大します。

【現 行】国民健康保険の保険給付費支払金のみ

【改正後】国民健康保険財政の健全な運営を図るために必要な費用(国民健康保険 の保険給付費支払金、国民健康保険事業費納付金など)

(2) 基金への積立ての見直し

歳入歳出決算において剰余が生じたときの基金への積立てを次のように見直します。

【現 行】保険給付に要した費用の当該年度前3年の平均年額の1/2に相当する額に達するまでは、当該年度の剰余金のうち10,000円以上

【改正後】積立てをする年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定めた額

(3) その他

基金の処分について明確化するとともに、基金の名称を「草加市国民健康保険財政 調整基金」に改めるなど条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

第26号議案 草加市後期高齢者医療に関する条例及び草加市重度心身障害者医療費支給 に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正による後期高齢者医療制度加入時の住所 地特例の取扱いの変更に伴い、当該制度の保険料の徴収対象となる被保険者及び重度心 身障害者医療費の対象者の要件の見直しを行うとともに、国民健康保険の広域化に伴う 条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 草加市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

後期高齢者医療制度加入時の住所地特例(原則、資格の適用は住所地で行うところ、施設等に入所して住所が移った被保険者について、前住所地の被保険者とするもの)について、現行制度では、住所地特例者が75歳到達等により国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入する場合、後期高齢者医療の住所地特例が適用されないため、施設所在地の後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」といいます。)が保険者となります。

この取扱いについて、現に国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が、広域連合の被保険者となる場合、引き続き、前住所地の市町村が属する広域連合が保険者となるため、その場合の被保険者についても市が後期高齢者医療保険料を徴収することができるよう改めます。

(2) 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正

後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取扱いの変更に伴い、後期高齢者医療制度の対象となった者を重度心身障害者医療費支給の対象者の要件に追加します。

また、国民健康保険の広域化により、保険者が「市町村」から「県及び市町村」となることに伴い、条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

第27号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

介護保険法等の一部改正に伴い、介護保険料段階の判定に用いる合計所得金額に係る 控除及び基準所得金額の見直し等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 介護保険料段階の判定に用いる合計所得金額に係る控除の見直し

災害、土地収用等本人の責めに帰さない土地の売却等による収入等を所得として取り扱わないようにするため、現行の合計所得金額から、租税特別措置法に規定される 長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を保険料段階の判 定に用いることとするものです。

(2) 基準所得金額の見直し

介護保険料を区分する基準所得金額の一部を次のように改めます。

【現 行】 【改正後】 第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 1,900,000円 <u>2,000,000円</u> 第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 2,900,000円 <u>3,000,000円</u>

(3) 第7期計画年度への切り替え

第7期草加市介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率の適用年度を「平成27年度から平成29年度まで」から「平成30年度から平成32年度まで」に改めます。

(4) 過料の対象者の拡大

保険者等に関する調査に従わなかった場合等における過料の対象者に、第2号被保 険者の配偶者やその世帯員等を加えます。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

改正後の当該条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、 平成29年度分までの保険料については、従前の例によるものとします。 第28号議案 草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例の制定について

1 目的

介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業所の指定に係る権限が、都道府県から市町村に移譲されることに伴い、従来、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める省令で定められていた当該事業の人員及び運営に関する基準等を、地域の実情を踏まえて新たに定めるものです。

2 内容

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準のうち、「省令に従うべき基準」とされているもの(従業者の基準及び員数、当該事業の運営に関する事項として利用する要支援者のサービスの適切な利用及び処遇、安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの)については厚生労働省令の例によるものとしますが、「参酌すべき基準(省令で定める基準を参酌するもの)」とされている事項のうち、次に掲げる事項については厚生労働省令を参考に検討した結果、市の独自基準として新たに加えるものとします。

なお、「草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等においても既に市の独自基準を同様に定めています。

(1) 指定事業者の資格

指定事業者は、役員等又は事業所の従業員等に草加市暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団関係者が含まれない法人とすることとします。

(2) 運営規程

厚生労働省令で掲げる運営規程に定める事項として、「個人情報の取扱い」を新た に加えます。

(3) 勤務体制の確保等

厚生労働省令では、介護従事者の資質の向上を図るために研修の機会を確保するものとしていますが、より一層の資質向上を図るため、研修計画の作成及び当該研修の 実施に係る努力規定を新たに加えます。

(4) 書類の保存年限

厚生労働省令では、利用料に関する書類の保存年限は2年となっていますが、地方 自治法では介護報酬の返還請求権が5年と定められていることを考慮し、保存年限を 5年とする規定を新たに加えます。

3 施行期日

平成30年4月1日から(指定居宅介護支援の具体的取扱方針の一部は同年10月1日から)施行します。

第29号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める省令の一部改正に鑑み、指定地域密着型サービスに係る基準を見直し、及び新た に定めるとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 地域密着型サービスの基準の見直し等

地域密着型サービスに係る基準について見直しを行うとともに、新たに創設された サービスに係る基準の設定を行います。

主な見直し等の内容は、次のとおりです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ア オペレーターに係る基準の緩和

日中、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、オペレーターと随時訪問 サービスを行う訪問介護員等の職員を兼務できるものとし、夜間・早朝と同様の 事業所間の連携が図られているときは、オペレーターを集約することもできるも のとします。

また、オペレーターに充てることができる訪問介護のサービス提供責任者に係る条件を「3年以上従事した経験」から「1年以上従事した経験」とします。

イ 介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和

介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス(地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護)に合わせて、年4回から年2回とします。

認知症対応型通所介護

共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員「1施設当たり3人以下」を「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」とします。

看護小規模多機能型居宅介護

ア 指定に係る基準の緩和

看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所であって、利用者専用の宿泊室を 1病床確保していれば、診療所の病床と宿泊室を兼用することができるものとし ます。

イ サテライト型事業所に係る基準の設定

新たに創設されるサテライト型事業所に係る基準を、小規模多機能型居宅介護 及び看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所)とサテライト型小規模多機能型 居宅介護との関係に準じて設定します。

認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、次の措置を義務付けます。

- ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施すること。

(2) 地域包括ケアシステムの強化に伴う改正

地域包括ケアシステムを強化するため、「共生型サービス」と「介護医療院」が新たに創設されたことに伴い、次のような改正を行います。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住ま い・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築 が進められています。

共生型サービス(共生型地域密着型通所介護)に係る基準の設定

地域共生社会の実現に向けた取組の一つとして、高年者と障がい児・者が同一の 事業所でサービスを受けやすくするため、新たに創設された共生型サービス(共生型地域密着型通所介護)に係る基準について、厚生労働省令を例に定めるものです。

また、当該基準のうち「参酌すべき基準(省令で定める基準を参酌するもの)」 とされている事項については、厚生労働省令を参考に検討した結果、他の地域密着 型サービスにおいても既に定めている市の独自基準を同様に定めます。

その他

新たに 介護医療院が創設されたこと等に伴う条文の所要の整備を行います。

介護医療院

日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と 生活施設としての機能を兼ね合わせたサービスであり、「長期療養のための医療」 と「日常生活の世話(介護)」が一体的に提供される施設として、都道府県知事の 許可を受けたもの

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

第30号議案 草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

介護保険法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める省令の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスに係る基準の見 直しを行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 地域密着型介護予防サービスの各基準の見直し

介護予防認知症対応型通所介護

共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員「1施設当たり3人以下」を「1 ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」とします。

地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、次の措置を義務付けます。

- ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施すること。
- (2) 地域包括ケアシステムの強化に伴う改正 新たに介護医療院が創設されたこと等に伴う条文の所要の整備を行います。
- 3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

第31号議案 草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条 例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的支援の方法に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、介護予防支援における医療と介護の連携強化、公正中立なケアマネジメントの確保等に係る基準を新たに定めるとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

- (1) 医療と介護の連携強化
 - ア 入院時における医療機関との連携促進

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の 医療機関に提供するよう依頼することを義務付けます。

イ 平時からの医療機関との連携促進

利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主 治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に 対して介護予防サービス計画 (ケアプラン)を交付することを義務付けます。 また、介護予防サービス事業者等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務付けます。

(2) 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける介護予防サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務付けます。

(3) 障がい福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障がい福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障がい福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にします。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

第32号議案 草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について

1 目的及び内容

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員の要件の見直しを行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 経過措置

改正後の当該条例に規定する主任介護支援専門員には、平成26年度までに主任介 護支援専門員研修を修了した者であってその更新研修に係る経過措置の適用を受けて いる者を含むものとします。 第33号議案 草加市家屋及び土地の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

1 目的及び内容

草加市家屋土地適正管理審議会において、空家等対策計画について審議するため、当該審議会の所掌事項に新たに追加するものです。

なお、空家等対策計画に係る審議の手続は、公開します。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

第34号議案 草加市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、地域の実情を踏まえて条例において定めることとされた都市公園の運動施設率の制限及び公募対象公園施設の建蔽率の特例措置について、新たに定めるものです。

2 内容

(1) 都市公園の 運動施設率の設定

社会状況等の変化に対応した改修等をしやすくするため、これまでの50/100 の割合を参酌して、地域の実情を踏まえて定めることができるようになった都市公園 の運動施設率について、既存の公園の状況、運動施設以外に必要となる公園施設(遊 具広場、緑地、休憩所・トイレ等の建築物、駐車場等)の整備割合(約30%)を踏 まえ、次のように設定します。

次の条件(規則に定める条件)のいずれかを満たす都市公園	
既存運動施設を有する公園(総合公園を除く。)	
市の基本的な計画に位置付けられ、それに基づき整備するス	70/100
ポーツ機能を有する都市公園	
当該条例制定後、都市公園規則に について定める予定	
それ以外の都市公園	50/100

運動施設率

都市公園の運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

(2) 公募対象公園施設の建蔽率の特例措置

都市公園における建築物に対する建蔽率の制限(通常2%)に対し、都市公園機能の増進、利用者の利便の向上を図ることを目的に休養施設、運動施設、教養施設等の公園施設に認められている特例措置(+10%)の対象として、 公募対象公園施設を新たに追加し、これまでと同様、特例措置を適用できるようにするものです。

公募対象公園施設

市が認定した事業計画に基づき民間企業等が公園内に設置するカフェ、レストラン、売店などの便益施設、屋内子ども遊び場などの遊戯施設等

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

第35号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

市営住宅への入居手続の負担を軽減するため、市営住宅入居者(以下「入居者」といいます。)の決定方法等の見直しを行うとともに、公営住宅法等の一部改正に鑑み、認知症患者等の収入申告義務の緩和及び条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 入居者の決定方法等の見直し

ア 入居者の決定方法の見直し

入居者の決定に際し、あらかじめ入居の順番を決定(1回のくじで2年間の順番を決定)する現行の「入居待機者募集制度」は、住宅困窮時にすぐに入居することが困難であり、入居希望の住戸を選ぶこともできず、また、入居資格審査も手続上二度の実施が必要な状況となっているため、空いている住戸への入居者を募集する「空き住戸入居者募集制度」に変更します。

イ 入居に係る連帯保証人の条件緩和

連帯保証人が見つからないために入居が困難となることがないよう、市営住宅への入居に際し必要な連帯保証人の条件を次のように緩和します。

【現 行】

連帯保証人は2人

特別の事情がある場合は、連帯保証人の連署を必要としない。

(連帯保証人1人でも可)

【改正後】



連帯保証人は1人

特別の事情がある場合は、連帯保証人との署名を必要としない。 (連帯保証人なしも可)

(2) 認知症患者等の収入申告義務の緩和

認知症等の理由により収入申告が困難な入居者については、入居者による収入申告ではなく、市が収入を把握することができるようにすることにより、収入申告義務を緩和します。

ア 対象者

認知症患者、知的障がい者、精神障がい者及びそれに準ずる者

イ 収入の確認方法

市が課税台帳の閲覧や対象者の雇い主等への確認をすることにより、収入状況を把握します。

(3) その他

公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、条文の所要の整備を 行います。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日から施行しますが、入居者の決定方法の見直しについては、同年8月1日から施行します。

(2) 経過措置

- ア 市が建設した市営住宅に係る空家住宅への入居者については、平成31年7月3 1日までの間は、引き続き入居待機者募集制度により決定するものとします。
- イ 認知症患者等の収入申告義務の緩和については、平成31年度分の家賃の決定に 係る収入申告時から適用します。

第36号議案 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

第37号議案 埼玉県市町村総合事務組合規約の規約変更について

1 目的

埼玉県市町村総合事務組合(以下「組合」といいます。)を組織する一部事務組合が 平成30年3月31日をもって脱退すること及び同年4月1日に名称を変更する一部事 務組合があることに伴い、組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるもの です。

2 内容

- (1) 一部事務組合の脱退(平成30年3月31日) 「入間東部地区衛生組合」が解散により脱退します。
- (2) 一部事務組合の名称変更(平成30年4月1日) 「入間東部地区消防組合」の名称を「入間東部地区事務組合」に変更します。
- 3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

第38号議案 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

教育委員会教育長髙木宏幸氏は、平成30年3月31日をもって任期満了となるので、 引き続き同氏を教育委員会教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第39号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員宇田川久美子氏は、平成30年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

報告

第1号報告 平成30事業年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について

第2号報告 平成30年度公益財団法人草加市体育協会事業計画書の提出について

|第3号報告||平成30年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について